

【名称】

第1条 本会の名称は、「ユリックス スマイル クラブ」といいます。

【事務局】

第2条 この会の事務局は、公益財団法人宗像ユリックス内に置きます。

【趣旨】

第3条 本会は宗像ユリックスの主催事業に賛同し、後援していただく方の組織です。

【会員】

第4条 会員とは、本会の規約を承認のうえ、入会を申し込み、次の年会費を納めた方をいいます。 ○年会費 500円

【有効期限】

第5条 会員の有効期間は、入会月から1年間（月末）までとします。なお事務局が定めた更新期間（有効期限月）内に更新されない場合は、保有ポイントは失効します。

【会員証】

第6条 ユリックス スマイル クラブ加入者には、会員証として「ユリックス スマイル カード」（以下カードという。）を発行します。
なお、カードについては、次のように定めます。

- (1) カードは会員のみが利用でき、他人に譲渡、貸与することはできません。
- (2) カードは一人につき1枚限りの発行とします。
- (3) カードは原則として再発行できません。ただし、事務局が必要と認めた場合は、有料（100円）にて再発行します。
- (4) カードの紛失、盗難については、ただちに事務局に届けなければなりません。

【会員特典】

第7条 会員は、次の特典を受けることができます。

- (1) ユリックス主催事業のチケット購入の際に、チケット料金を10%引きします。（一部の事業を除く）
- (2) チケット購入金額100円ごとに5ポイント付与します。ポイントは「100ポイント=100円」単位で次回購入時に利用可能。（一部の事業を除く）
- (3) クラブ入会時に500ポイントを進呈（即日利用可能）
- (4) 事務局が定めた更新期間（有効期限月）内に手続きした場合、更新時点での保有ポイントは継続され、さらに500ポイントを進呈。（即日利用可能）
- (5) ユリックス名画シアター1作品を700円で購入できます。（「ユリックス名画シアター」は特典（1）（2）対象外）
- (6) 宗像ユリックスの主催事業のチケットを、一般発売より7日早く購入できます。（一部の事業を除く）
- (7) 託児サービスが無料で受けられます。（託児設定のある主催事業に限る。定員有。1週間前までに要予約。ただし特別な場合を除く）
- (8) 宗像市内にお住まいの方、または通勤・通学している方、福岡都市圏（福津市、福岡市、粕屋地区、筑紫地区、糸島地区）、宮若市にお住まいの方以外の方でも、所定の手続きの上、宗像市民図書館で図書を借りることができます。
- (9) アクアドーム、パットゴルフ、プラネタリウム（こども向けプログラムを除く）、ゆ〜ゆ〜プールが割引料金で利用できます。

【会員情報の管理、取り扱い】

第8条 本会は個人情報保護法を遵守し、会員の個人情報を取り扱います。また、当会運営にあたり次の目的で利用致します。

利用の際、一部を第三者に委託する場合、業務遂行に必要な範囲の情報を当該業務委託先に預託することがあります。委託先へは、個人情報を厳重に管理することを義務づけ、監督します。

- (1) 当会サービス提供の際の本人確認
- (2) 宗像ユリックス主催公演等の案内
- (3) 会員更新
- (4) 会員の利用状況等の分析資料の作成

【届出事項の変更】

第9条 会員は、住所、氏名、電話番号等に変更があった場合は、速やかに事務局へ届出なければなりません。この届出がないために、送付書類が延着、到着しない場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

【退会】

第10条 会員はいつでも退会できるものとし、事務局へ連絡のうえ会員証を返却しなければなりません。ただし、納入済の年会費は返還できません。

【その他】

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、別に定めるものとします。